

## ○警察職員の名札の着用について

〔平成24年3月14日付け務甲達第23号  
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号1 平成19年12月25日付け務甲達第280号「警察職員の名札の着用について（通達）」

対号2 平成24年2月16日付け務乙達第8号「警察本部庁舎通行証の運用について（通達）」

警察職員の名札を着用については、対号1により運用しているところであるが、このたび返納に係る様式を定める等、名札の管理について一層の徹底を図ることとしたので対応に誤りのないようになりたい。

なお、対号1については廃止する。

### 記

#### 1 名札着用の趣旨

警察活動における「匿名性」をできるだけ排除し、職責への個々人の自覚を促すとともに、責任の明確化を図る。

#### 2 名札着用対象者

- (1) 別紙1「名札を着用すべき対象業務一覧」に規定するとおり、警察本部庁舎、運転免許センター及び警察署庁舎等（以下「警察庁舎」という。）において、受付業務や相談業務等の各種窓口業務に従事する警察職員
- (2) 警察本部の次席・副隊長以上の職にある警察職員及び警察署の課長以上の職にある警察職員（以下「幹部職員」という。）。ただし、署長章、副署長章及び次長章を着装した場合は、原則として名札の着用を要しない。

#### 3 警察庁舎外における着用

名札は、警察庁舎において着用するものとするが、警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会、地域における交通安全教室等、警察庁舎外で実施する各種会議、会合及び行事等に出席する場合においても着用するものとする。

#### 4 名札の規格

別紙2のとおりとする。

#### 5 着用要領

名札は、上衣左ポケットの上部に着用するものとする。ただし、制服を着用

している場合は、上衣右ポケットの上部に着用するものとする。

## 6 名札着用の代用措置

### (1) 警察本部庁舎

警察本部庁舎内の所属において勤務する名札着用対象者にあつては、対号2で定める「本部庁舎内所属警察職員用通行証（以下「通行証」という。）」を名札の代用として使用しても差し支えないものとする。ただし、制服勤務の警察官をこの限りではない。

### (2) 警察本部庁舎外

警察本部庁舎外の所属において勤務する名札着用対象者にあつては、首からの吊り下げ方式の名札（以下「代用名札」という。）を使用しても差し支えないものとする。ただし、幹部職員、制服勤務の警察官及び交通巡視員は除くものとする。

### (3) 留意事項

この代用措置は、あくまでも名札着用の例外として認めるものであることから、県議会や部外者との会議、名札を着用すべき各種行事等に出席する場合は、正規の名札を着用するものとする。

## 7 名札の管理等

名札は、職員の所属する所属長を経由し全職員に貸与するが、貸与後の管理は、個人保管とする。

## 8 紛失・き損等した場合の措置

警察職員は、名札を紛失、毀損したときは、直ちに所属長に報告するものとし、この報告を受けた所属長は、別記様式第1号「名札貸与申請書」により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に対し貸与の申請を行うものとする。

また、改姓等により新たな名札の必要が生じた場合も同様とする。

## 9 名札の返納

退職等により職員の身分を失ったとき、又は、毀損、改姓等により、新たな名札の交付を受けたときは、別記様式第2号「名札返納書」により、速やかに警務課長へ返納するものとする。

名札を着用すべき対象業務一覧

- 1 庁舎の受付業務
- 2 広報に関する業務
- 3 情報の公開に関する業務
- 4 犯罪被害者への支援に関する業務
- 5 職員の採用に関する業務
- 6 遺失・拾得物の受理及びその還付に関する業務
- 7 留置管理における被留置者以外の者からの面会申出受理及び差入等物品の授受に関する業務
- 8 警察署協議会、広聴等、部外との連絡会議等に関する業務
- 9 警察安全相談、少年相談等の相談業務
- 10 防犯対策に関する業務
- 11 家出人等捜索願出に関する業務
- 12 風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業等に関する許可、認定、承認等に関する業務
- 13 危険物の運搬、火薬類の運搬、銃砲刀剣類の所持等に関する許可、更新、再交付及び記載事項変更に関する業務
- 14 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に関する業務
- 15 道路交通法に規定する通告に関する業務
- 16 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する業務
- 17 駐車許可及び自動車保管場所証明に関する業務
- 18 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する業務
- 19 運転免許の適性試験に関する業務
- 20 公安委員会が行う講習に関する業務
- 21 その他所属長が必要と認めた業務

※ 別紙 2、別記様式 1、2 は掲載省略